
令和5年度

ひとりひとりの子どもの しあわせを願って

＝ 令和6年4月に入学・進級するお子さんのために ＝

品川区教育委員会事務局

教育総合支援センター

目 次

はじめに	1
I 就学相談の流れ	2
II 就学相談とその手続き	3
1 就学相談の対象	3
2 就学相談の受付	3
3 特別支援学級・特別支援学校等の参観	3
4 「就学支援ファイル」の作成	4
5 就学相談を行う日	4
6 就学相談委員と内容	4
7 「就学支援シート」の作成と「就学支援ファイル」の活用	4
8 転学相談	5
9 通級相談・特別支援教室利用相談	5
10 医療的ケアを必要とする場合の相談	5
III 入学する学校の決定と入学手続き	
1 入学する学校の決定と入学手続き	5
2 就学通知書の発送	6
3 入学説明会	6
4 その他	
(1) 副籍制度について	6
(2) 就学時健康診断について	6
別表1 知的障害特別支援学級の学区域(1～6年生)めやす	7
別表2 知的障害特別支援学級の学区域(7～9年生)めやす	8
自閉症・情緒障害特別支援学級の学区域(1～9年生)	9
東京都立特別支援学校の学区域(1～9年生)	9
別表3 特別な教育的支援を必要とする子どものための学級・教室	
1 品川区特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校	10
(1) 特別支援学級(知的障害のある児童・生徒の学級)	
(2) 特別支援学級(自閉症・情緒障害による困難のある児童・生徒の学級・教室)	
(3) 特別支援学級(病院に入院している児童の学級～昭和大学病院:さいかち学級)	
(4) 通級指導学級(きこえとことばの教室)	
(5) 特別支援教室の拠点校	
2 東京都立特別支援学校	12
3 国立特別支援学校	
4 私立特別支援学校	13
※ 就学相談に関する用語	14

は じ め に

お子さんの中には、知的な発達に課題のある子や目・耳・身体が不自由な子がいます。また、情緒の安定に課題がある子や発達に障害（自閉症・注意欠陥多動性障害・情緒障害・学習障害）のある子もいます。

就学相談は、このようなお子さん一人一人の教育的ニーズに合った助言を基本理念とし、最も適した「学びの場」を保護者の皆様と相談しながら決めていきます。さらに、就学後の子どもたちへの一貫した支援につなぐことも目的として行います。そのために、就学相談の過程で作成していく資料を「就学支援ファイル」としてまとめます。このファイルは、保護者の皆様の協力を得て作成し、保護者の皆様の同意を得て就学先の学校に送付します。就学相談の内容や資料が、就学先の学校で生かされ、より良い教育が受けられるようにします。

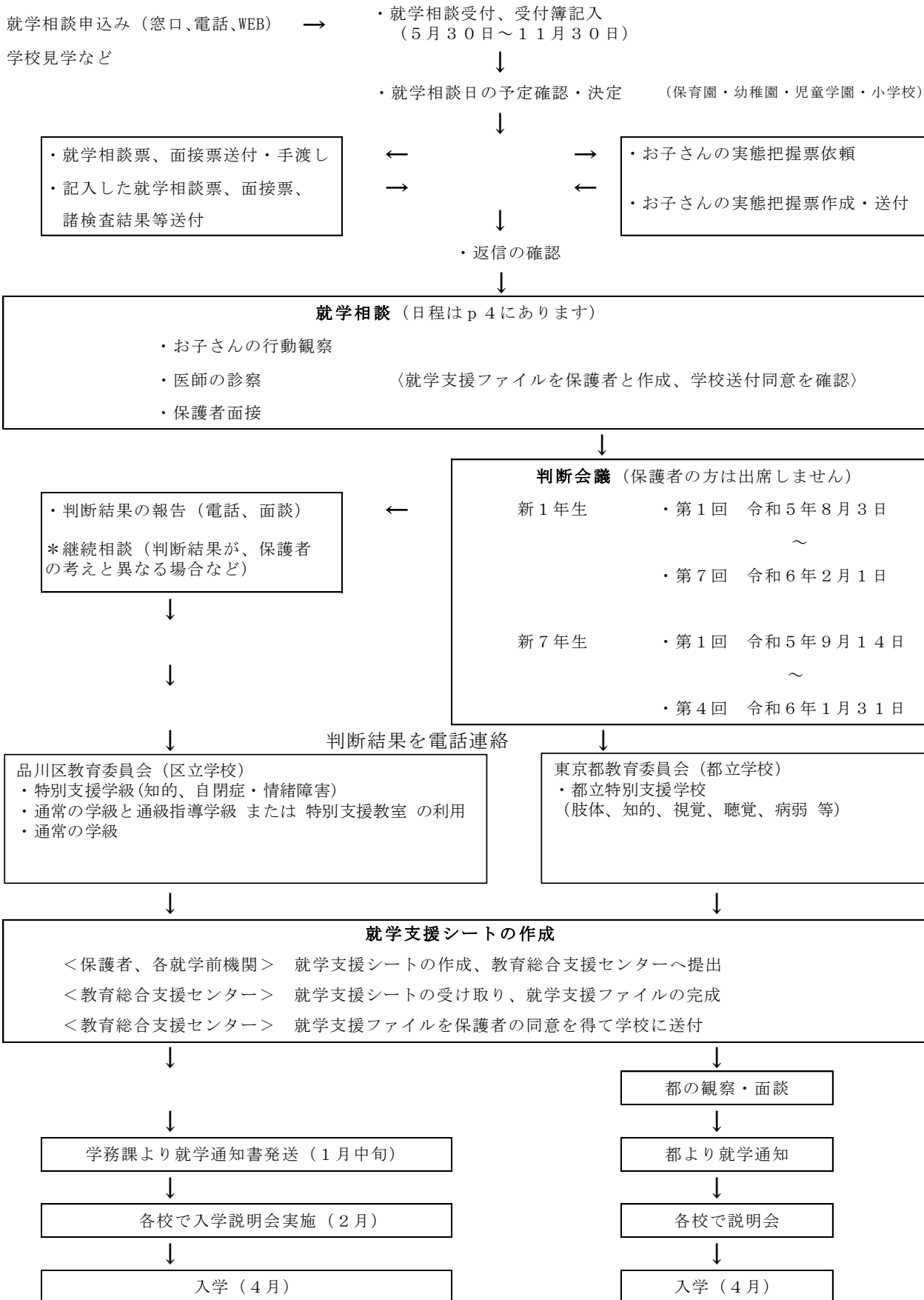
就学相談の趣旨をご理解いただきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

I 就学相談の流れ

教育総合支援センター

保護者（子ども）

就学前教育機関



Ⅱ 就学相談とその手続き

1 就学相談の対象

- (1) 令和6年4月に学齢に達する、特別な教育的ニーズのあるお子さん（平成29年4月2日から平成30年4月1日までの間に出生）
- (2) 現在、6年生に在籍する特別な教育的ニーズのある児童
- (3) このほか、令和6年4月から就学を希望する特別な教育的ニーズがある学齢児童・生徒

* 小学校（前期課程）の知的障害特別支援学級（固定級）在籍児童で、引き続き中学校（後期課程）知的障害特別支援学級を希望する方は、就学相談を受けていただきます。ただし、就学相談での医師面接・保護者面接・お子さんの行動観察を希望しない場合には面接・観察を省略することができます。就学相談票・面接票の記入・諸検査結果等は従来通り提出していただきます。

なお、特別支援教室を継続して利用を希望する児童については、学校を通して、9月11日(月)から9月29日(金)までに新7年生利用審査会への手続きを行ってください。

* 小学校（前期課程）の知的障害特別支援学級（固定級）在籍児童で特別支援学校、または中学校（後期課程）の通常級を希望する方は、従来通り就学相談をお受けください。

2 就学相談の受付

受付は、5月30日から11月30日まで行います。これ以降でも各校の就学時健康診断や面談等において学校から就学相談を勧められた場合なども受け付けています。

受付の際に、お子さんの就学相談資料とするため、住所、連絡先、障害の状況、就学相談や個別の心理検査の希望日などをお伺いしております。

就学相談受付・問合せ先

品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター 特別支援教育担当

〒141-0031 品川区西五反田6-5-1 教育文化会館 4階

電話 5740-8202

右記の二次元コードからも申し込みができます。



3 特別支援学級・特別支援学校等の参観

保護者の方に、お子さんが入学する学校の様子をご理解いただくために特別支援学級や特別支援学校等の参観をお勧めします。

見学の際は、学校行事等の関係から事前に学校へ連絡してください。なお、学校公開時は連絡をしなくても自由に参観できます。

体験授業のご希望につきましては、別途、上記問合せ先（特別支援教育担当）までご相談ください。

4 「就学支援ファイル」の作成

就学相談の受付後、お子さんの理解を深めるために具体的な生活の状況等について、保護者の方や幼稚園・保育園等就学前教育機関のご協力を得て「就学支援ファイル」を作成します。「就学支援ファイル」のうち保護者の方には、「就学相談票」と「面接票」の記入をお願いいたします。

また、教育総合支援センター、または外部機関において個別の心理検査を受けていただき、就学相談の客観的な資料といたします。「就学相談票」「面接票」および「個別の心理検査結果」は、「品川区教育委員会 教育総合支援センター 特別支援教育担当」へ送付してください。(郵送または窓口) これらの資料に基づいて就学相談を行います。

5 就学相談を行う日

※空き状況や日程の変更、追加は、区のホームページに掲載します。

月	新1年生						新7年生		
7	21	26	31				25		
8	1	2	4	21	23	28	22	29	
	30								
9	4	5	8	11	20	27	12	19	26
	29								
10	2	3	6	13	16	18	17	24	31
	20	25							
11	6	7	13	15	17	20	14	21	28
	22	29							
12	1	4	5	8	11	13	12	19	26
	15	18	20						
1	9	12	15	19	22	24	15	23	30
	26	29							

太字は、午前・午後がある日

- ・ 太字の日は、午前は9:30、午後は13:30集合です。
他は、14:30集合です。(7月21日のみ午前開催のため9:30集合です。)
- ・ 就学相談当日は、お子さんと一緒に教育総合支援センターにおいでください。

6 就学相談委員と内容

医師、心理の専門家、都立特別支援学校教員、区立学校校長・教員、幼稚園・保育園園長や障害者団体の代表等、特別支援教育に理解と経験のある委員で構成された就学相談委員会の委員が担当します。

- (1) お子さんは、未就学・6年生に応じた課題や遊びなどをします。その中で委員が言葉、活動、指示理解等の様子を見ます。
- (2) 保護者の方は、医師面接と就学相談委員との相談を行います。

このほか、お子さんの様子をもっとよく知る必要があるときは、お子さんが通園または通学している保育園、幼稚園や学校等でお子さんの様子を見せていただく場合もあります。

7 「就学支援シート」の作成と「就学支援ファイル」の活用

小学校・義務教育学校等への入学時期にお子さんの成長・発達の様子や配慮事項等を、保護者と幼稚園・保育園・療育機関等の先生にご記入いただく「就学支援シート」を作成

いたします。この「就学支援シート」は、「就学支援ファイル」に挿入して、保護者の同意に基づいて入学する学校に送ります。学校は、「就学支援ファイル」を個別指導計画の作成に役立て、お子さんに合った教育活動が進められるようにします。

8 転学相談

入学後、通常の学級に在籍しているお子さんで特別支援学級等への転学を希望する、または特別支援学級に在籍しているお子さんで通常の学級への転学を希望するなどの場合も前記の就学相談の手続きに準じて転学相談を行います。

9 通級相談・特別支援教室利用相談

通常学級に在籍しているお子さんで、聴覚・言語・情緒等に課題があり改善を希望される方は、通級による指導や特別支援教室での指導が受けられます。希望する時は、在籍する学校と相談し、学校から教育委員会に申し込みます。

なお、就学相談で通級指導学級や特別支援教室の活用が適切であるという結果が出た場合には4月からの利用が可能となります。

*特別支援教室の利用については、都の特別支援教室運営ガイドラインより、令和4年度より原則の指導期間は1年となっており、その後の利用については学校との相談となります。

10 医療的ケアを必要とする場合の相談

医療的ケアが必要なお子さんで区立学校就学を希望し、看護師配置が必要と考える場合は医療的ケア看護師配置の申請ができます。就学相談日までに「主治医意見書」の提出が必要です。配置の決定は、お子さんの状態やケアの内容を踏まえて、総合的に判断します。令和5年5月現在、区立学校で対応できるケアは、原則、たん吸引、経管栄養、導尿です。それ以外の医療的ケアに関しては特別支援教育担当にご相談ください。

Ⅲ 入学する学校の決定と入学手続き

1 入学する学校の決定と入学手続き

就学相談委員会ではお子さんについて集めた様々な資料や、相談の際のお子さんの様子や保護者との話し合いの結果をもとにお子さんにとって最も適切と考える教育の場（入学する学校）を、総合的に検討して判断いたします。

この判断結果をご家庭にお知らせし、入学する学校が決まります。しかし、就学相談委員会の判断結果と保護者のお考え（入学させたい学校）が、一致しない場合もあります。その時は、保護者との相談を継続し話し合いを重ねます。

※学区外での通常の学級を希望される場合は、学校選択制の申し込みが必要です。秋頃に学務課より全家庭に通知が届きます。

判断の結果については

（区立学校）

- ・特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）
- ・通常の学級と通級指導学級（きこえ・ことば）の利用
- ・通常の学級と特別支援教室の利用
- ・通常の学級

（都立学校）

- ・特別支援学校（知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱）のいずれかになります。

*都立特別支援学校に入学するお子さんの場合は、区の就学相談終了後、別途東京都教育委員会の担当者が（東京都の就学相談で）観察・面談等を行います。

2 就学通知書の発送

- (1) 学校が決まりますと、学務課から就学通知書が1月末を最終の目途に送付されます。ただし、就学相談委員会の判断と保護者の方の考えが一致しない場合や就学相談の申し込みが遅かった時など、就学通知書の送付が遅れることがあります。
- (2) 都立の特別支援学校に入学するお子さんの就学通知書は、東京都教育委員会から送付されます。

3 入学説明会

保護者の方は、就学通知書を学校に持参して就学する学校の入学説明会に出席ください。

4 その他

(1) 副籍制度について

都立の特別支援学校に入学した場合は、副籍制度により地域の学校に副次的な籍を置くことが原則となります。副籍を置いた学校を地域指定校とします。直接的な交流（地域指定校の授業や給食、行事への参加、作品の出品）と間接的な交流（学校・学級便りの交換）があり、いずれもその交流を通じて、居住する地域とのつながりを深めることができるようになります。

(2) 就学時健康診断について

就学相談は、各学校で就学前（10月～11月）に行われている就学時健康診断に相当するものですが、できる限り各学校での就学時健康診断を受けてください。

別表 1

知的障害特別支援学級の学区域（1～6年生）めやす

品川区教育委員会

学 校 名	区 域
品 川 学 園	北品川1・2・3・ 4 ・ 5 ・ 6 丁目
	南品川1・ 4 丁目
	東品川1・2・ 3 ・5丁目 広 町 1 丁目
浅 間 台 小 学 校	南品川2・3・ 4 ・5・6丁目
	東品川 3 ・4丁目
	東大井1・4・5丁目 広 町 1 丁目
日 野 学 園	上大崎1・ 2 ・ 3 丁目 北品川 4 ・ 5 ・ 6 丁目
	東五反田1・2・3・4・5丁目
	西五反田 1 ・ 2 ・ 3 丁目 大 崎 1 ・ 5 丁目
第 一 日 野 小 学 校	上大崎 2 ・ 3 ・4丁目
	西五反田 1 ・ 2 ・ 3 ・4・5・6・7・8丁目
	大 崎 1 ・2・3・4・ 5 丁目 小 山 1 ・ 2 丁目
	小山台 1 ・ 2 丁目 荏 原 1 丁目
伊 藤 学 園	大 井1・2・3・4・5・6・7丁目
	西大井1・2・3・4・ 5 ・ 6 丁目
浜 川 小 学 校	東大井2・3・6丁目
	南大井1・2・3・4・5・6丁目
	勝 島 1 ・ 2 ・ 3 丁目
荏 原 平 塚 学 園	平 塚1・2・3丁目 小山台 1 ・ 2 丁目
	荏 原 1 ・2・3・4・ 5 丁目
	小 山 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 丁目
中 延 小 学 校	中 延1・2・3丁目 東中延1・2丁目
	西中延1・2・3丁目 荏 原 5 ・6・7丁目
	小 山 3 ・ 4 ・ 5 ・6・7丁目
	旗の台1・2・ 3 ・ 4 ・ 5 ・6丁目
上 神 明 小 学 校	中 延4・5・6丁目 二 葉 3 ・4丁目
	豊 町 5 ・6丁目 戸 越6丁目
	旗の台 3 ・ 4 ・ 5 丁目 西大井 5 ・ 6 丁目
豊 葉 の 杜 学 園	西品川1・2・3丁目
	戸 越1・2・3・4・5丁目
	豊 町1・2・3・4・ 5 丁目
	二 葉1・2・ 3 丁目 広 町2丁目
八 潮 学 園	八 潮1・2・3・4・5丁目 東八潮全域
	勝 島 1 ・ 2 ・ 3 丁目

※ 特別支援学級は、施設の規模に応じて学級数（定員）が決められています。

※ 定員を超えた時には、学区域または学区域に近い所に住んでいる方が優先になります。

※ **太字**の丁目は、めやすになる学校が2校あります。

知的障害特別支援学級の学区域（7～9年生）めやす

品川区教育委員会

学 校 名	区 域
品 川 学 園	北品川1・2・3・ 4 ・ 5 ・ 6 丁目
	東品川1・2・3・4・5丁目
	南品川1・2・3・4・ 5 ・6丁目
	広 町1丁目
	大 崎1・ 2 ・ 3 丁目
日 野 学 園	上大崎1・2・3・4丁目 北品川 4 ・ 5 ・ 6 丁目
	東五反田1・2・3・4・5丁目
	西五反田1・2・3・4・5・6・7・8丁目
	大 崎 1 ・ 2 ・ 3 ・4・5丁目
	小 山 1 丁目 荏 原 1 丁目 平 塚 2 丁目
豊 葉 の 杜 学 園	西品川1・2・3丁目
	広 町 2 丁目
	戸 越1・2・3・4・5・6丁目
	豊 町1・2・3・4・5・ 6 丁目
	二 葉1・2・ 3 丁目
伊 藤 学 園	大 井1・2・3・4・5・6・7丁目
	西大井1・2・3・4・5・6丁目
	二 葉 3 ・4丁目 南品川 5 丁目
	東大井 1 ・ 2 ・3・4・5・6丁目 豊 町 6 丁目
	南大井 1 ・ 2 ・3・4・5・6丁目 広 町 2 丁目
荏 原 平 塚 学 園	平 塚1・ 2 ・3丁目
	西中延1・ 2 ・ 3 丁目 中 延1・2・ 3 ・ 4 丁目
	東中延1・ 2 丁目 旗の台 1 ・ 2 丁目
	荏 原 1 ・2・3・4・5・ 6 ・ 7 丁目
	小 山 1 ・2・3・4・5・ 6 ・ 7 丁目
	小山台1・2丁目
荏 原 第 五 中 学 校	小 山 6 ・ 7 丁目 荏 原 6 ・ 7 丁目
	西中延 2 ・ 3 丁目 東中延 2 丁目
	旗の台 1 ・ 2 ・3・4・5・6丁目
	中 延 3 ・ 4 ・5・6丁目
八 潮 学 園	八 潮1・2・3・4・5丁目
	東八潮全域
	勝 島1・2・3丁目
	東大井 1 ・ 2 丁目 南大井 1 ・ 2 丁目

※特別支援学級は、施設の規模に応じて学級数（定員）が決められています。

※定員をこえた時には、学区域または学区域に近い所に住んでいる方が優先になります。

※**太字**の丁目は、めやすになる学校が2校あります。

別表2

自閉症・情緒障害特別支援学級の学区（1～9年生） 品川区教育委員会

学 校 名	区 域
宮 前 小 学 校	区 内 全 域
大 崎 中 学 校	上大崎、西五反田、東五反田1・ 2 ・3丁目、大崎、 西品川、小山、小山台、平塚、荏原、旗の台、中延、 東中延、西中延、戸越、豊町、二葉 北品川 3・4・5・6 丁目、西大井 4・5・6 丁目
浜 川 中 学 校	北品川1・2丁目、南品川、東品川、広町、大井 東大井、西大井1・2・3・ 4・5・6 丁目、南大井、 八潮、勝島 東五反田 2 丁目、北品川 3・4・5・6 丁目

※**太字**の丁目は、めやすになる学校が2校あります。

東京都立特別支援学校の学区（1～9年生）

東京都教育委員会

学 校 名	区 域
城南特別支援学校 （肢体不自由）	品川区全域
青山特別支援学校 （知的障害）	上大崎2丁目
臨海青海特別支援学校 （知的障害）	勝島 東品川2・3・4・5丁目 東八潮 南大井 八潮
品川特別支援学校 （知的障害）	青山特別支援学校・臨海青海特別支援学校の区域以外 の品川区全域

※（視覚障害）（聴覚障害）（病弱）の特別支援学校の学区はありません。

特別な教育的支援を必要とする子どものための学校・学級

1 品川区特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校

(1) 特別支援学級（知的障害のある児童・生徒の学級）

1～6年生

学校名	所在地	学校電話	学級電話
第一日野小学校	西五反田 6-5-32	3492-6258	——
浜川小学校	南大井 4-3-27	3761-0530	——
中延小学校	中延 1-11-15	3781-4016	——
浅間台小学校	南品川 6-8-8	3474-2727	——
上神明小学校	二葉 4-4-10	3781-4792	——
日野学園	東五反田 2-11-1	3441-3209	——
伊藤学園	大井 5-1-37	3771-3374	——
八潮学園	八潮 5-11-2	3799-1641	——
荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3782-7770	——
品川学園	北品川 3-9-30	3474-2671	——
豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3782-2930	——

7～9年生

学校名	所在地	学校電話	学級電話
荏原第五中学校	旗の台 5-11-13	3781-5643	——
日野学園	東五反田 2-11-1	3441-3209	——
伊藤学園	大井 5-1-37	3771-3374	——
八潮学園	八潮 5-11-2	3799-1641	——
荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3782-7770	——
品川学園	北品川 3-9-30	3474-2671	——
豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3782-2930	——

(2) 特別支援学級（知的な遅れはないが、自閉症・情緒障害による困難のある児童・生徒の学級）

学校名	所在地	学校電話	学級電話
宮前小学校	戸越 4-5-10	3781-4386	——
浜川中学校	東大井 3-18-34	3761-1014	——
大崎中学校	西品川 3-10-6	3491-6623	——

(3) 特別支援学級（病院に入院している児童の学級～昭和大学病院：さいかち学級）

学校名	所在地	学校電話	学級電話
清水台小学校	旗の台 1-11-17	3781-4841	3784-8025

(4) 通級指導学級（通常の学級に在籍し、指導のために週1～2回通う学級）**きこえとことばの教室（1～6年生）**

学校名	所在地	学校電話	学級電話
台場小学校	東品川 1-8-30	3471-3397	3471-4943
豊葉の杜学園(きこえ)	二葉 1-3-40	3782-2930	

※ きこえの教室は令和8年度に豊葉の杜学園に移転のため、令和7年度末で閉級します
ことばの教室（1～6年生）

学校名	所在地	学校電話	学級電話
戸越小学校	豊町 2-1-20	3781-2856	3781-2862

難聴通級指導学級（1～9年生）

学校名	所在地	学校電話	学級電話
豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3782-2930	——

※ 令和6年度より1～6年生の難聴通級指導学級が開級します。

(5) 特別支援教室の拠点校**1～6年生**

学校名	所在地	学校電話
宮前小学校	戸越 4-5-10	3781-4386
第四日野小学校	西五反田 4-29-9	3491-1281
三木小学校	西品川 3-16-28	3491-7641
源氏前小学校	中延 6-2-18	3781-4348
荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3782-7770
第二延山小学校	旗の台 1-6-1	3781-1348
浅間台小学校	南品川 6-8-8	3474-2727
御殿山小学校	北品川 5-2-6	3441-0814
台場小学校	東品川 1-8-30	3471-3397
鮫浜小学校	東大井 2-10-14	3765-2844
上神明小学校	二葉 4-4-10	3781-4792
鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2	3763-6631

7～9年生

学校名	所在地	学校電話	学級電話
大崎中学校	西品川 3-10-6	3491-6623	——
浜川中学校	東大井 3-18-34	3761-1014	3761-5011
富士見台中学校	西大井 5-5-14	3772-0900	3772-0902

（特別支援教室を利用する児童・生徒は、在籍校で拠点校の教員から訪問指導を受けます。）

2 東京都立特別支援学校

種別	学校名	設置学部	所在地	学校電話
視覚障害	久我山青光学園	幼・小・中	〒157-0061 世田谷区北烏山 4-37-1	TEL 3300-6235 Fax 3300-7136
視覚障害	葛飾盲学校	幼・小・中	〒124-0006 葛飾区堀切 7-31-5	TEL 3604-6435 Fax 3602-9096
聴覚障害	大塚ろう学校	幼・小	〒170-0002 豊島区巣鴨 4-20-8	TEL 3918-3347 Fax 3915-9844
聴覚障害	葛飾ろう学校	幼・小・中・高	〒124-0002 葛飾区西亀有 2-58-1	TEL 3606-0121 Fax 5697-0275
聴覚障害	立川学園	幼・小・中・高	〒190-0003 立川市栄町 1-15-7	TEL 042-523-1358 Fax 042-523-6421
聴覚障害	中央ろう学校	中・高	〒168-0073 杉並区下高井戸 2-22-10	TEL 5301-3034 Fax 5301-3035
肢体不自由	城南特別支援学校	小・中・高 スクールバスあり	〒144-0046 大田区東六郷 2-18-19	TEL 3734-6308 Fax 3734-6310
知的障害	品川特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒140-0004 品川区南品川 6-15-20	TEL 5460-1160 Fax 5460-1166
知的障害	青山特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒107-0062 港区南青山 2-33-77	TEL 3478-5061 Fax 3478-5063
知的障害	臨海青海特別支援学校	小・中 スクールバスあり	〒135-0064 江東区青海 2-5-1	TEL 3529-5700 Fax 3529-5704
病弱	光明学園	小・中・高 (寄宿舎)	〒156-0043 世田谷区松原 6-38-27	TEL 3323-8421 Fax 3327-8428

3 国立特別支援学校

種別	学校名	設置学部	所在地	学校電話
視覚障害	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中・高	〒112-8684 文京区目白台 3-27-6	TEL 3943-5421 Fax 3943-5410
聴覚障害	筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中・高	〒272-0827 市川市国府台 2-2-1	TEL 047-371-4135 Fax 047-373-6316
肢体不自由	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	〒173-0037 板橋区小茂根 2-1-12	TEL 3958-0181 Fax 3958-2090
知的障害	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中・高	〒112-0003 文京区春日 1-5-5	TEL 3813-5569 Fax 5684-4841
	東京学芸大学 附属特別支援学校	幼・小・中・高	〒203-0004 東久留米市氷川台 1-6-1	TEL 042-471-5274 Fax 042-471-5274

4 私立特別支援学校

種別	学 校 名	設置学部	所 在 地	学校電話
聴覚障害	明 晴 学 園	幼・小・中	〒140-0003 品川区八潮 5-2-1	TEL 6380-6775 Fax 6380-6751
	日 本 聾 話 学 校	幼・小・中	〒195-0063 町田市野津田町並木 1942	TEL 042-735-2361 Fax042-734-8292
知的障害	愛育養護学校	幼・小	〒106-0047 港区南麻布 5-6-8	TEL 3473-8319 Fax 3473-8474
	旭 出 学 園	幼・小・中 高・専攻科	〒178-0063 練馬区東大泉 7-12-16	TEL 3922-4134 Fax 3923-4009

就学相談に関する用語

■ 特別支援学校と特別支援学級〈固定級〉の違いについて

<p>特別支援学校 (知的障害) (聴覚障害) (視覚障害) (肢体不自由) (病弱)</p>	<p>○心身に障害があり、生活上、頻繁に援助を必要とし、社会生活への適応が困難で個別的な配慮を要する児童・生徒を対象とした学校。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立、都立、区立（当区にはない）、私立の特別支援学校があり幼稚部・小学部・中学部・高等部がある。 ・<u>副籍制度</u>について 都立の特別支援学校と区内の小・中学校・義務教育学校との直接的な交流（行事への参加など）や間接的な交流（お便りの交換など）を通して、住んでいる地域（学区）とのつながりをもつことができるように、副次的な籍（副籍）をもつ制度。
<p>特別支援学級 (知的障害) 〈固定級〉</p>	<p>○知的な発達に遅れがあり、他人との意思疎通にやや困難があり、日常生活への適応が困難な児童・生徒を対象とした学級。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の一部の小学校・中学校・義務教育学校内にある。 ・1学級の定員は8名である。 ・学習上、生活上の困難を克服することを目的に児童・生徒に合わせた学習や活動を行う。
<p>特別支援学級 (自閉症・情緒障害) 〈固定級〉</p>	<p>○知的発達に遅れを伴わないが、次の①か②による困難さのある生徒を対象とした学級。</p> <p>①自閉症またはそれに類するもので、他人とのコミュニケーションや関係作りが難しい</p> <p>②主に心理的な要因による選択性かん黙等があり社会生活の適応が難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内では小学校1校、中学校2校に設置。 ・1学級の定員は8名である。 ・通常の学級と同じ内容の教科学習を行う。また、社会生活や人間関係作りに必要なスキルを身に付ける学習（自立活動）も行う。

■ 通常学級に在籍して支援を受けられる学びの場について

通級指導学級

- ・週 1～8 時間内で、本人の困難さに応じた課題を改善するための指導を行う学級。
- ・授業時間の一部の時間に、設置された学校内の通級指導学級に通い、児童・生徒の課題に応じた学習を行う。
- ・品川区では以下の通級指導学級がある。
 - きこえの教室（難聴通級指導学級）
 - ことばの教室（言語障害通級指導学級）

きこえの教室 (難聴 通級指導学級)	○ <u>通常の学級での学習にはおおむね参加できるが、</u> 補聴器などの使用によっても日常の話し声を聞き取ることが難しい児童・生徒を対象とした学級。 ・音の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することを中心とした学習を行う。また、イメージしにくい言葉の理解などの学習を行う。
ことばの教室 (言語障害 通級指導学級)	○ <u>通常の学級での学習にはおおむね参加できるが、</u> 発音の不明瞭さや、話し言葉のリズムがスムーズでないために、話し言葉によるコミュニケーションが難しい児童を対象とした学級。 ・個別や小集団の中で、正しい発音や楽に話す方法などについて学習を行う。
特別支援教室	○ <u>通常の学級に在籍する知的発達に遅れを伴わない、</u> 発達障害等（自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の特性があり、学習や生活上の難しさがある児童・生徒を対象とした教室。 ・区内すべての小学校・中学校・義務教育学校内に教室がある。 ・週 1～8 時間内で教室を利用できる。 ・訪問指導教員（特別支援教室に訪問して指導を行う先生）が拠点校から各学校の特別支援教室を訪問し対象児童・生徒の指導にあたる。 ・自立活動とよばれる、社会生活や人間関係作り、基礎的な学習に必要なスキルを身に付けるカリキュラムがある。

※通級指導学級と特別支援教室の両方の在籍はできません。

■ 発達の遅れや偏りについて

(自閉症スペクトラム障害・注意欠陥／多動性障害・学習障害)

自閉症スペクトラム障害 (ASD)	<ul style="list-style-type: none"> ・①人間関係作りやコミュニケーションの難しさ ・②興味や関心が特定のもの・ことに限られやすく、決まったパターンの行動を繰り返すといった特徴を示す。 ・知的障害を伴う場合と伴わない場合がある。
注意欠陥／多動性障害 (ADHD)	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動を示す。
学習障害 (LD)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する力のうち、特定の力を身に付けたり、用いたりすることに著しい難しさを示す。

■ 就学相談に関する資料について

就学支援シート (全家庭に就学の案内と 共に配布される。)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・義務教育学校（前期課程）へ入学する時期にあるお子さんの成長・発達の様子を記入するシート。 ・お子さんが入学する時期に保護者、幼稚園・保育園等の先生が記入する。 ・就学相談を受けた方は原則全員、特別支援教育係に提出。
就学支援ファイル (小学校から継続で中学校へ 進級する場合も記入する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談で作成した資料をまとめたファイル。 ・ファイルの中にはお子さんの具体的な生活や成長・発達の様子などを記した以下の資料が入っている。 ・就学相談を受けた方については全員分作成します。就学する学校への送付については保護者の同意を確認の上行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>就学相談票・面接票</u> お子さんの成長・発達の様子や就学を希望する学校や就学する学校への希望などを保護者が記入した資料。 ➢ <u>児童・生徒実態把握票</u> 小学校・中学校・義務教育学校へ入学する時期にあるお子さんの成長や発達の様子を学校や幼稚園・保育園等の先生が記入した資料。 ➢ <u>個別の心理検査結果</u> 個別の知能検査（田中ビネーV・WISC-IVなど）を受けた結果の報告書。 <p>その他、医師診察記録などがまとめられている。</p>
就学通知書 ※品川区では 「就学指定通知」という。	<ul style="list-style-type: none"> ・入学する学校名が記載された書類。 ・区内の学校に入学する場合は、品川区教育委員会学務課から送付される。 ・特別支援学校など都立学校に入学する場合は、東京都教育委員会から送付される。

■ 特別支援学級（固定級・通級）・特別支援教室・特別支援学校の関係

